

18生衛第1233号
平成18年11月 9日

福岡市長
（保健福祉局生活衛生課）
北九州市長
（保健福祉局保健衛生課）
大牟田市長
（保健福祉部生活衛生課）

殿

福岡県保健福祉部長
（生活衛生課営業指導係）

ロッカー等を利用したセルフ式クリーニング取次所の取扱いについて

ロッカー等による洗濯物の受取りの取扱いについては、昭和61年12月5日衛指第227号の厚生省生活衛生局指導課長通知を受け、本県では昭和62年4月1日61公衛第398号に基づき、取り扱っておりますが、このたび利用者自らが洗たく物の受取り及び引き渡しを行う取次行為に対応するため、別添のとおり「ロッカー等を利用したセルフ式クリーニング取次所の取扱いについて」を定めましたので、今後はこれにより取り扱うものとします。

なお、福岡県クリーニング生活衛生同業組合には、別途通知していることを申し添えます。



営業指導係
担当：田原
TEL092-643-3279
FAX092-643-3282

ロッカー等を利用したセルフ式クリーニング取次所の取扱いについて

1 経過及び背景

クリーニング所内にロッカー等を設置してクリーニング取次を行う形態については、昭和61年12月5日衛指第227号の厚生省生活衛生局指導課長通知を受け、本県では昭和62年4月1日61公衛第398号に基づき、取り扱っているところである。

しかし、近年、クリーニング業の近代化や省力化に伴い、コンビニエンス・ストア等にロッカー等（以下「クリーニング・ロッカー」という）を設置して、利用者自らが洗たく物の受取り及び引き渡しをすることによりクリーニング取次行為を行う業態（以下「セルフ式ロッカー型クリーニング取次所」という）が他県で認められ、本県においても相談が寄せられている。

2 セルフ式ロッカー型クリーニング取次所に関する取扱い

- (1) クリーニング・ロッカー本体及びクリーニング・ロッカーの扉の開閉や洗たく物の取扱いのために必要な面積*をクリーニング業法（以下「法」という）第2条第4項に規定されるクリーニング所とする。

この場合、クリーニング・ロッカーが密閉式構造であること及び密閉式収納バッグ（以下「密閉バッグ」という）を使用することで、福岡県クリーニング業法施行条例（以下「条例」という）第2条第2号に規定する隔壁等による区分とみなす。
- (2) 設置場所は屋内とし、かつ取次所従事者から容易に見通すことができる場所に設置すること。
- (3) 下記事項のすべてを適用することにより、「クリーニング所の衛生措置基準としての面積規定について(昭和45年6月29日公発第1060号、福岡県衛生部長通知)」に基づく面積基準を緩和する。
 - ① クリーニング・ロッカーは密閉式構造であること。
 - ② 洗たく物は上記ロッカー以外で取り扱わないこと。
 - ③ 利用者本人が洗たく物を取り扱うこと。
 - ④ 専用の密閉バッグを使用すること。
 - ⑤ 密閉バッグ内の洗たく物は当該店舗内で出し入れ等行わないこと。
 - ⑥ 法第3条第3項第5号に規定する厚生労働省令で定める洗たく物（指定洗たく物）は、取り扱わないこと。
- (4) セルフ式ロッカー型クリーニング取次所の営業者は、顧客に対する洗たく物の受取り及び引渡しを直接的に行うことはしないが、法第3条及び第3条の2に規定される営業者の衛生措置等及び利用者に対する説明義務等をはじめ、法及び条例等に定められた事項を遵守しなければならない。

※ 2取扱い(1)の必要な面積とは、下記の全てを満たす広さをいう。

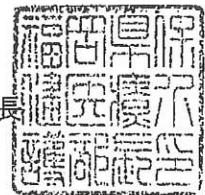
- (1) クリーニング・ロッカーの前で人が立ったり、かがんだりすることが出来ること。
- (2) クリーニング・ロッカーの扉の開閉に支障を来さないこと。

22保衛第147号
平成22年 4月16日

北九州市長
(保健福祉局保健衛生課)
福岡市長
(保健福祉局生活衛生課)
大牟田市長
(保健福祉部生活衛生課)
久留米市長
(保健所衛生対策課)

殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課営業指導係)



ロッカー等を利用したセルフ式クリーニング取次所の取扱いについて

本県においては、ロッカー等を設置して、利用者自らが洗たく物の受取り及び引き渡しをすることによりクリーニング取次行為を行う業態（以下、「セルフ式ロッカー型クリーニング取次所」という。）については、平成18年11月9日生衛第1233号福岡県保健福祉部長通知等により取り扱っているところです。

当該通知2(2)においては、「取次所従事者から容易に見通すことができる場所に設置すること」と規定しており、有人施設を前提としていましたが、今回、このような「セルフ式ロッカー型クリーニング取次所」については、無人施設であっても、営業者が下記の措置を講じることで、上記保健福祉部長通知中の「取次所従事者から容易に見通すことができる場所」と同等に取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

- 1 クリーニング業法（以下、「法」という。）第3条の2第1項に規定する洗たく物の処理方法等の説明について、当該クリーニング取次所利用者に対し、適切に対応することが可能なシステムを構築すること。

例) 会員登録時等に、処理方法等に関する説明を一通り行う。かつ、当該クリーニング所にカメラを設置するなど従事者が映像を見られる環境を整備し、営業時間内は利用者に対して映像を見ながら電話で説明することを可能とする。

- 2 法第3条の2第2項に規定する苦情の申出先の明示については、当該ロッカー等に苦情の申出先となる連絡先を明示するものとし、営業時間内は電話等で対応することが可能であること。

